

環創環評第 259 号
令和 5 年 9 月 27 日

三友プラントサービス株式会社
代表取締役社長 小松 和史 様

横浜市長 山中 竹春

三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクトに係る
第 2 分類事業の判定について(通知)

令和 5 年 7 月 20 日に横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により届出のあった第 2 分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を条例施行規則第 15 条第 1 項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

担当 環境創造局環境影響評価課

電話：045-671-2495

FAX：045-663-7831

Email: ks-eikyohyoka@city.yokohama.jp